

地 福 第 1 8 1 5 号
平成 2 5 年 3 月 2 2 日

各 市 町 村 長
（ 民 生 主 管 課 ）
各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者
各 社 会 福 祉 施 設 の 長 ・ 社 会 福 祉 事 業 経 営 者

様

島 根 県 健 康 福 祉 部 長
（ 地 域 福 祉 課 ）
（ 高 齢 者 福 祉 課 ）
（ 青 少 年 家 庭 課 ）
（ 障 が い 福 祉 課 ）

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保
について（通知）

本日、江津市内の保育所で発生した元職員による保育所運営費の不正経理事案について、社会福祉法の規定に基づく処分を行うとともに、併せて、その概要を公表しました。

県では、社会福祉法人等の適正な運営の確保に関し、平成23年5月23日付け地福第240号本職通知など累次の通知をはじめ、社会福祉法人等に対する説明会や実地指導監査において、繰り返し注意喚起をしてきたところですが、そうした中であって、今回のような巨額の不正経理事案が発生したことは、極めて深刻な事態と受け止めています。

今回の事案では、証拠書類が精巧に偽造されるなど巧妙な手口が用いられる一方で、長年にわたり経理事務を一人の職員に任せきりで、形式的な内部経理監査により架空の物品購入や工事発注を看過するなど、法人内部のチェック体制にも不備が認められました。

保育所の運営に要する経費については、保護者の方々から納付していただいた保育料や国、県及び市町村の負担金など、いずれも貴重な財源によりまかなわれています。

今回のような事案の発生は、こうした公的資金、寄附金等を受け入れ、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や社会福祉施設等に対する県民の信頼を大きく損ねるものです。

ついては、貴職におかれましても、かかる不祥事の再発を防止するため、上記本職通知のほか、下記の事項について再度御確認の上、より一層適正な運営の確保に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 理事長をはじめとする役職員は、事務処理の適正化と法令、定款、経理規程等諸規程の順守を徹底するため、理事会や職員会議等において研修会を行うなど、服務規律の確保に向けた取組を行うこと。
- 2 理事は、理事会への出席、提言などを通じて、法人及び施設の運営に積極的に関与することにより、理事会機能の充実強化を図ること。
- 3 監事は、チェックリストの活用や監査資料の事前検討などにより、厳正で実効性のある監査を行うこと。
- 4 理事及び監事は、社会福祉協議会等が開催する役員研修に積極的に参加するなど、その資質の向上に努めること。
- 5 会計責任者及び出納職員は経理規程に定められた事務処理を適切に行い、相互チェック機能を強化して、内部牽制体制を確立すること。
- 6 内部経理監査については、実施方法及び内容の点検を行い、実効性のある監査を行うこと。
- 7 預貯金通帳及び印鑑は別々の職員が厳重に保管・管理すること。
- 8 預貯金通帳の記載状況について、定期的に支出伺、請求書及び領収書等との照合点検を行うこと。